

農業経営改善計画等の審査について

1. 「農業経営改善計画」の審査について

平成 30 年 5 月、7 月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、農業経営改善計画を審査し、適当であると判断した。

- (1) 審査件数 18 件（個人：12 件、法人：6 件）
 うち新規認定 1 件（個人：0 件、法人：1 件）
 変更認定 4 件（個人：1 件、法人：3 件）
 更新認定 13 件（個人：11 件、法人：2 件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数（件）				備考
		新規	変更	更新	計	
H30 第 1 回	30.05.11	1	0	9	10	・青葉区大倉に設立した農事組合法人が新規申請。
H30 第 2 回	30.07.23	0	4	4	8	・個人及び法人の更新、変更申請。
合 計		1	4	13	18	※区毎の内訳 青葉区 1 宮城野区 1 若林区 11 太白区 2 泉区 3

○農業経営改善計画とは？

農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画。農業経営の現状、5 年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などを記載する。この計画を市長が認定することで、認定された農業者等を「認定農業者」という。認定農業者は、低利な資金の融資や収入影響緩和対策（ナラシ対策）等の支援を受けることができる。

【参考】

認定農業者数の推移（年度末）

H22 年度(233)、H23 年度(232)、H24 年度(243)、H25 年度(246)、H26 年度(268)、H27 年度 (286)
 H28 年度(260)、H29 年度 (259)

H30 年度 258 (30.7.26 現在)

区別内訳 青葉区 15 宮城野区 41 若林区 131 太白区 40 泉 29 市外 2

※平成 37 年度目標 305 (達成率：85%)

2. 「青年等就農計画」の審査について

平成30年5月、7月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、青年等就農計画を審査し、適当であると判断した。

- (1) 審査件数 3件（個人：3件、法人：0件）
 うち 新規申請 1件（個人：1件、法人：0件）
 変更認定 2件（個人：2件、法人：0件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数（件）				備考
		新規	変更	更新	計	
H30 第1回	30.5.11	-	1	-	1	・ 水稲の個別経営体に変更申請
H30 第2回	30.7.23	1	1	-	2	・ 露地野菜の個別経営体が新規申請 ・ 露地野菜の個別経営体に変更申請
合計		1	2	-	3	※区毎の内訳 青葉区0 宮城野区1 若林区0 太白区1 泉区1

○青年等就農計画とは？

農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者になるために市に提出する計画。就農5年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などが記載され、この青年等就農計画を市長が認定することで、認定された者を「認定新規就農者」という。認定新規就農者は、国の農業次世代人材投資資金や無利子の融資等の支援を受けられる。

農業経営基盤強化促進法の改正及び市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴い、平成26年9月30日から本市における認定を開始した。

【参考】

認定新規就農者合計 11（30.7.26 現在）